

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月10日

【四半期会計期間】 第118期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 信元久隆

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 CFO 宮嶋寛二

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡田拓信

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第117期 第3四半期連結累計期間 | 第118期 第3四半期連結累計期間 | 第117期 |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年4月1日 至平成24年12月31日 | 自平成25年4月1日 至平成25年12月31日 | 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日 |
| 売上高(百万円) | 156,190 | 176,250 | 206,050 |
| 経常利益(百万円) | 2,805 | 4,528 | 3,402 |
| 四半期(当期)純利益(百万円) | 132 | 1,528 | 518 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 238 | 6,697 | 5,799 |
| 純資産額(百万円) | 48,568 | 58,995 | 53,797 |
| 総資産額(百万円) | 175,419 | 196,537 | 186,572 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 0.99 | 11.50 | 3.90 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円) | 0.99 | 11.46 | 3.88 |
| 自己資本比率(%) | 23.7 | 25.9 | 24.9 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 4,946 | 8,265 | 7,585 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 268 | 13,044 | 4,055 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 4,613 | 5,854 | 2,037 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円) | 18,895 | 10,328 | 20,731 |

| 回次 | 第117期 第3四半期連結会計期間 | 第118期 第3四半期連結会計期間 |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年10月1日 至平成24年12月31日 | 自平成25年10月1日 至平成25年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益又は四半 期純損失()(円) | 6.52 | 4.29 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、欧州セグメントにおいて、第2四半期連結会計期間より、新たにアケボノエンジニアリングセンターヨーロッパ S.A.S. を設立しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（注1）においては、米国では、住宅や雇用市場が徐々に回復してきており、金融量的緩和縮小の観測から長期金利が上昇しましたが、持続的な景気回復の兆しが見られます。欧州では失業率が依然高水準にあるものの、財政緊縮圧力の縮小、金融緩和が下支えとなって、景気底入れ感が多少出始めてきました。中国では総じて輸出は好調なものの、過剰な生産設備を抱える工業部門の生産に陰りが見え始め、今後の景気拡大には不透明感が残ります。ASEAN地域では、9月に米国の量的緩和縮小開始が見送りとなった為、投資資金の流出は小康状態となっておりますが、依然経常赤字の新興国からの資金流出のリスクは残り、景気の減速が懸念されてきました。日本経済は、個人消費、鉱工業生産、民間設備投資、公共投資、住宅投資の各々の指数が改善されつつあり、回復傾向がでてきております。

上記の世界経済の情勢を背景に、自動車業界では、北米において上期に引き続き大型ピックアップやSUV等を中心に市場が拡大してきており、年間の販売台数は15.6百万台と前年比7.6%以上の増加となりました。中国でも販売（工場出荷ベース）は前年比13%を超える成長が続いております。アジアでは、タイのみが減税措置終了により販売が一部落ち込んでおりますが、全般的に生産が好調で、通貨安の影響から一部の国では輸出も伸びています。一方、日本では軽自動車及びハイブリッド車の販売が好調に推移したものの、その他の乗用車等の販売は前年割れしている状況が続いております。

当社グループの中国・ASEAN地域の事業は各市場での生産拡大の中、完成車メーカーからの新規モデルの受注および日本からの同地域への完成車メーカーの生産移管による受注数量の増加が顕著になってきております。反面、日本においては、売れ筋の軽自動車・ハイブリッド車向けの生産品目が現状では当社には少ないこと、完成車メーカーの海外生産移管もあり、売上が伸び悩んでいるのが現状です。北米では、平成21年末にロバートボッシュL.L.C.より譲受した事業について採算改善の結果が出始めておりますが、新規受注の獲得と合理化推進等により、計画どおりの成果を出しております。

このような状況のもと、当第3四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比で日本については減少しましたが、現地通貨ベースで北米・欧州・中国・ASEAN地域では増加となりました。その結果、連結売上高は、1,762億円（前年同期比12.8%増、為替換算の影響213億円を含む）、営業利益は48億円（前年同期比32.5%増）、為替差益等により経常利益は45億円（前年同期比61.5%増）、四半期純利益は15億円（前年同期は四半期純利益1億円）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

日本

完成車メーカーの海外生産移管による国内生産の減少等の影響があり、売上高は670億円（前年同期比1.4%減）となりました。利益面では、利益率の高い海外向け補修品の売上の減少、海外グループ企業の開発費の負担増加、固定費削減の効果が現れるのに時間を要していること、エネルギーコストの上昇等により、営業利益は20億円（前年同期比10.7%減）となりました。引き続き固定費削減、調達・生産の合理化などの収益改善のための諸施策を実行してまいります。

北米

完成車メーカーの在庫調整等による受注減少などもありましたが、円安による為替換算の影響（165億円）もあり、売上高は918億円（前年同期比22.9%増）となりました。利益面では、合理化の着実な実行、米系完成車メーカーへの販売価格の正常化等を推進しましたが、一部採算の悪いビジネスから収益性の高いビジネスへの切替えが完全に進んでおらず、営業利益は3億円（前年同期は営業損失3億円）に留まりました。黒字の定着と安定した高収益を計上できる基盤の確立に向けて、引き続き生産・調達の合理化、複数の拠点に分散して生産している品目の集約、ロジスティクス費用の削減、などの収益改善策を進めてまいります。

欧州

減速していた自動車需要が第3四半期には回復の兆しを見せたことや為替換算の影響等もあり、売上高は51億円（前年同期比46.4%増）となりました。利益面では円安の為替換算影響で1億円の損失の拡大がありましたが、原価低減や固定費削減が進んだことにより、営業損失は5億円（前年同期は営業損失6億円）となりました。

中国

日系完成車メーカーからの受注増加や円安による為替換算の影響（14億円）により、売上高は70億円（前年同期比43.2%増）と増収になりました。利益面では受注増加による影響や円安による影響などもあり、営業利益は9億円（前年同期比55.1%増）となりました。

タイ

政府による初回マイカー購入者向けの減税措置終了に伴う駆け込み需要の影響が上期まで継続したことによる受注の増加に加え、日系及び米系の完成車メーカーからの新規モデルの受注が増えたことにより、売上高は49億円（前年同期比37.3%増）と増収になりました。利益面では、人件費の上昇があったものの、基幹部品（ブレーキピストン）の内製化を含む生産の合理化及び新規受注により、営業利益は4億円（前年同期比5.8倍）と大幅な増益となりました。

インドネシア

二輪車の販売低迷により受注減少があったものの、日系四輪自動車メーカーからの受注が増加したことや為替換算の影響（12億円）もあり、売上高は116億円（前年同期比16.0%増）となりました。利益面では、人件費の上昇が利益を圧迫しましたが、その一部を販売価格に反映できたことや円安による影響などもあり、営業利益は15億円（前年同期比4.7%増）となりました。

（注1）当第3四半期連結累計期間とは

- (1) 北米・中国・タイ・インドネシア：平成25年1月～平成25年9月
- (2) 日本・欧州：平成25年4月～平成25年12月 となります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当第3四半期連結会計期間末の資産は1,965億円と前連結会計年度末比100億円の増加となりました。

流動資産は752億円と前連結会計年度末比13億円の減少となりました。主な要因は、現金及び預金が104億円減少した一方で、受取手形及び売掛金が71億円増加、たな卸資産が14億円増加したことによるものです。固定資産は1,214億円と前連結会計年度末比113億円の増加となりました。主な要因は、北米を中心とした設備投資により有形固定資産が99億円増加、株価の上昇により投資有価証券が20億円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末の負債は1,375億円と前連結会計年度末比48億円の増加となりました。

流動負債は727億円と前連結会計年度末比106億円の増加となりました。主な要因は、支払手形及び買掛金が53億円、短期借入金および1年内返済予定の長期借入金が63億円増加したことによるものです。固定負債は649億円と前連結会計年度末比59億円の減少となりました。主な要因は、長期借入金が69億円減少したことによるものです。

なお、有利子負債残高898億円から「現金及び預金」を控除したネット有利子負債残高は792億円であります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末の純資産は590億円と前連結会計年度末比52億円の増加となりました。主な要因は、株価の上昇によりその他有価証券評価差額金が13億円、円安により為替換算調整勘定が28億円増加、少数株主持分が9億円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比104億円減少の103億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、83億円の収入（前年同期比33億円の収入増加）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益42億円及び減価償却費65億円があった一方で、売上債権及び仕入債務のネット増減額10億円があったこと及び法人税等の支払額15億円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、130億円の支出（前年同期比128億円の支出増加）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出137億円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、59億円の支出（前年同期比12億円の支出増加）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額34億円があった一方で、長期借入金の返済による支出81億円、配当金の支払額13億円があったことによるものです。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,812百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は6,150百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を目指しております。

akebonoの基軸であり成長目標であるGlobal 30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）のゴールを平成32年度（2020年度）と定め、その達成に向け、平成27年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」を策定し、平成24年11月2日に発表いたしました。

新中期経営計画は「将来に向けた技術の差別化」、「革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開」、「日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速」を3本の柱としています。これは事業の拡大と企業価値の向上を目指し、OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得に向けた競争力強化を図るものであり、平成22年に策定した基本戦略に変更はありません。概要は下記のとおりです。

< 将来に向けた技術の差別化 >

これまで培ってきたノイズや振動に対する知見をさらに深めるとともに、それらをベースとした「コスト面での圧倒的な強さ（共通化／標準化・低コストブレーキ等）」、「地球環境面で他社が追従できないような製品技術（軽量化・電動化・EV/HV車対応・環境負荷軽減製品の開発等）」、「地球環境に優しくコスト競争力の高い次世代生産設備の開発等」、「高性能車に装着される製品」、「新興国で求められている小型・低価格車市場でも大きなシェアを取るための技術」等の競争力強化に取り組んでまいります。

< 革命的な原価低減に向けた努力の継続と海外への展開 >

事業のあらゆる面を「共通化・標準化」していくことで効率を高め、個別のニーズには「特性」を組み合わせ、競争力を高めてまいります。また、現調化、グローバル最適生産による原価低減を更に推進してまいります。

< 日米中心から日米欧アジアへのグローバル化の加速 >

グループの中心である日本を技術・ものづくりの情報発信基地としながら、ロバートボッシュL.L.C.から譲り受けた北米事業の拡大と強化、及び欧州における高性能ブレーキによるビジネス拡大、成長市場であるアジアを中心とした新興国ビジネスの強化を行ってまいります。同時に、グローバル供給網、グローバル開発体制拡充による競争力強化を図ってまいります。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
- () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、() 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、() 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、() 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i) から() の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じ

て当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

大量買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までに当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）新株予約権概要に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2(4)に定める要領に従って株意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

八. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、速やかにこれを交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

平成25年6月21日開催の当社第112回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたため、本プランの有効期限は、平成26年6月30日までに開催される第113回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第113回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができるものとします。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第113回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策。）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策。）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様には与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様には当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意思確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

で述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様に株主意思確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(注) 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 440,000,000 |
| 計 | 440,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成26年2月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|---|-----------------------------|------------------------------------|------------------|
| 普通株式 | 135,992,343 | 135,992,343 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 135,992,343 | 135,992,343 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|----------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 | - | 135,992 | - | 19,939 | - | 4,993 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|-----------|-----------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 3,080,000 | - | 単元株式数100株 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 132,801,900 | 1,328,009 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 110,443 | - | - |
| 発行済株式総数 | 135,992,343 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,328,009 | - |

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式58株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株) | 東京都中央区日本橋小網町19-5 | 3,080,000 | - | 3,080,000 | 2.26 |
| 計 | - | 3,080,000 | - | 3,080,000 | 2.26 |

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 21,031 | 10,633 |
| 受取手形及び売掛金 | 35,786 | 42,904 |
| 商品及び製品 | 3,366 | 3,439 |
| 仕掛品 | 2,054 | 2,423 |
| 原材料及び貯蔵品 | 9,036 | 9,985 |
| 繰延税金資産 | 1,069 | 742 |
| その他 | 4,168 | 5,077 |
| 貸倒引当金 | 43 | 51 |
| 流動資産合計 | 76,467 | 75,152 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 47,668 | 51,199 |
| 減価償却累計額 | 27,901 | 29,315 |
| 建物及び構築物(純額) | 19,767 | 21,885 |
| 機械装置及び運搬具 | 127,500 | 137,691 |
| 減価償却累計額 | 101,748 | 106,198 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 25,753 | 31,493 |
| 土地 | 21,781 | 21,979 |
| 建設仮勘定 | 12,261 | 13,913 |
| その他 | 19,618 | 19,363 |
| 減価償却累計額 | 17,676 | 17,262 |
| その他(純額) | 1,942 | 2,101 |
| 有形固定資産合計 | 81,504 | 91,371 |
| 無形固定資産 | 3,879 | 3,334 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 17,520 | 19,535 |
| 繰延税金資産 | 2,943 | 2,490 |
| その他 | 4,335 | 4,732 |
| 貸倒引当金 | 77 | 76 |
| 投資その他の資産合計 | 24,721 | 26,681 |
| 固定資産合計 | 110,105 | 121,386 |
| 資産合計 | 186,572 | 196,537 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 23,079 | 28,340 |
| 短期借入金 | 10,369 | 15,147 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 14,931 | 16,459 |
| 未払法人税等 | 474 | 976 |
| 賞与引当金 | 1,767 | 590 |
| 設備関係支払手形 | 3,361 | 2,541 |
| その他 | 8,058 | 8,612 |
| 流動負債合計 | 62,039 | 72,665 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 15,000 | 15,000 |
| 長期借入金 | 48,767 | 41,837 |
| 退職給付引当金 | 2,536 | 2,205 |
| 役員退職慰労引当金 | 34 | 30 |
| 繰延税金負債 | 5 | 12 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 3,761 | 3,761 |
| その他 | 634 | 2,032 |
| 固定負債合計 | 70,736 | 64,877 |
| 負債合計 | 132,776 | 137,542 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 19,939 | 19,939 |
| 資本剰余金 | 14,255 | 14,214 |
| 利益剰余金 | 7,253 | 7,453 |
| 自己株式 | 2,186 | 2,076 |
| 株主資本合計 | 39,262 | 39,531 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 4,467 | 5,773 |
| 土地再評価差額金 | 6,389 | 6,389 |
| 為替換算調整勘定 | 3,595 | 835 |
| その他の包括利益累計額合計 | 7,261 | 11,327 |
| 新株予約権 | 242 | 209 |
| 少数株主持分 | 7,031 | 7,928 |
| 純資産合計 | 53,797 | 58,995 |
| 負債純資産合計 | 186,572 | 196,537 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 156,190 | 176,250 |
| 売上原価 | 139,009 | 157,533 |
| 売上総利益 | 17,181 | 18,717 |
| 販売費及び一般管理費 | 13,533 | 13,884 |
| 営業利益 | 3,648 | 4,833 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 55 | 66 |
| 受取配当金 | 229 | 338 |
| 持分法による投資利益 | 11 | 10 |
| 為替差益 | 107 | 564 |
| その他 | 162 | 191 |
| 営業外収益合計 | 563 | 1,168 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 872 | 979 |
| その他 | 534 | 494 |
| 営業外費用合計 | 1,407 | 1,473 |
| 経常利益 | 2,805 | 4,528 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 31 | 42 |
| 補助金収入 | 56 | 596 |
| 特別利益合計 | 87 | 638 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 37 | 259 |
| 固定資産圧縮損 | 15 | 569 |
| 環境対策費 | - | 140 |
| 特別損失合計 | 52 | 968 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 2,839 | 4,199 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,036 | 1,429 |
| 法人税等調整額 | 844 | 79 |
| 法人税等合計 | 1,879 | 1,509 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 960 | 2,690 |
| 少数株主利益 | 828 | 1,162 |
| 四半期純利益 | 132 | 1,528 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 960 | 2,690 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 266 | 1,306 |
| 為替換算調整勘定 | 456 | 2,702 |
| その他の包括利益合計 | 722 | 4,008 |
| 四半期包括利益 | 238 | 6,697 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 441 | 5,594 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 679 | 1,104 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 2,839 | 4,199 |
| 減価償却費 | 6,086 | 6,524 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | - | 0 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 2,296 | 424 |
| 受取利息及び受取配当金 | 284 | 404 |
| 支払利息 | 872 | 979 |
| 持分法による投資損益(は益) | 11 | 10 |
| 固定資産除売却損益(は益) | 6 | 217 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 1,263 | 4,728 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 8 | 105 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 748 | 3,745 |
| その他 | 2,444 | 94 |
| 小計 | 5,293 | 9,898 |
| 利息及び配当金の受取額 | 284 | 404 |
| 利息の支払額 | 848 | 979 |
| 法人税等の支払額 | 1,745 | 1,460 |
| 法人税等の還付額 | 1,963 | 402 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 4,946 | 8,265 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 2,900 | - |
| 有価証券の償還による収入 | 11,300 | - |
| 定期預金の預入による支出 | 4,150 | 5 |
| 定期預金の払戻による収入 | 9,500 | - |
| 有形固定資産の取得による支出 | 12,648 | 13,654 |
| 国庫補助金等による収入 | 463 | 573 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 54 | 65 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 512 | 13 |
| その他 | 1,374 | 10 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 268 | 13,044 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 4,041 | 3,390 |
| 長期借入れによる収入 | 14,472 | 817 |
| 長期借入金の返済による支出 | 13,044 | 8,148 |
| 配当金の支払額 | 1,326 | 1,329 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 674 | 537 |
| 少数株主からの払込みによる収入 | 24 | - |
| 自己株式の純増減額(は増加) | 1 | 1 |
| その他 | 24 | 47 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 4,613 | 5,854 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 15 | 230 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 80 | 10,403 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 18,815 | 20,731 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 18,895 | 10,328 |

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において、新たにアケボノエンジニアリングセンターヨーロッパ S.A.S.を設立し、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

当社グループは、新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2013」の下、将来に向けた技術の差別化、コスト削減及び環境対応に向けて省エネ・省人化・汎用性に優れた次世代設備の導入を進めており、これを設備投資の大きな転換期と捉え、設備の使用実態をより適切に反映させる減価償却方法を検討いたしました。この結果、当社グループの設備は汎用性に優れた次世代設備導入の加速により安定的に稼働することが見込まれるため、定額法による減価償却方法の方が設備の使用実態をより適切に反映させることができると判断し、定額法を採用することといたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益は1,043百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ1,054百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

| 前連結会計年度(平成25年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日) |
|---------------------|---------------------------|
| 協同組合ウイングバレイ | 43百万円 |
| 協同組合ウイングバレイ | 43百万円 |

(注)協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額(前連結会計年度末206百万円、当第3四半期連結会計期間末158百万円)のうちの当社グループ負担額であります。

(2) 訴訟

当社は、平成24年11月28日付で、当社元従業員及び元従業員の遺族から、アスベストによる健康被害を根拠に損害賠償請求訴訟(請求額462百万円)を提起され、現在係争中であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|-------------------------|--|--|
| 現金及び預金勘定 | 19,445百万円 | 10,633百万円 |
| 有価証券勘定に含まれる譲渡性預金 | 1,000百万円 | -百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金 | 1,550百万円 | 305百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 18,895百万円 | 10,328百万円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成24年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 663 | 5.00 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月21日 | 利益剰余金 |
| 平成24年11月1日 取締役会 | 普通株式 | 664 | 5.00 | 平成24年9月30日 | 平成24年12月5日 | 利益剰余金 |

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成25年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 664 | 5.00 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月24日 | 利益剰余金 |
| 平成25年11月5日 取締役会 | 普通株式 | 665 | 5.00 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月5日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | 合計 | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-------------------|---------|--------|-------|-------|-------|------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | 日本 | 北米 | 欧州 | 中国 | タイ | インド ネシア | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 62,691 | 73,383 | 2,509 | 4,911 | 3,450 | 9,246 | 156,190 | - | 156,190 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 5,254 | 1,283 | 982 | 7 | 112 | 740 | 8,378 | 8,378 | - |
| 計 | 67,945 | 74,666 | 3,490 | 4,918 | 3,562 | 9,986 | 164,568 | 8,378 | 156,190 |
| セグメント利益又は損失() | 2,206 | 305 | 561 | 585 | 74 | 1,429 | 3,427 | 221 | 3,648 |

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | 合計 | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|-------------------|---------|--------|-------|-------|-------|------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | 日本 | 北米 | 欧州 | 中国 | タイ | インド ネシア | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 60,292 | 89,521 | 3,517 | 7,036 | 4,694 | 11,190 | 176,250 | - | 176,250 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 6,668 | 2,256 | 1,592 | 9 | 195 | 392 | 11,112 | 11,112 | - |
| 計 | 66,960 | 91,777 | 5,109 | 7,045 | 4,889 | 11,582 | 187,362 | 11,112 | 176,250 |
| セグメント利益又は損失() | 1,969 | 272 | 454 | 907 | 431 | 1,496 | 4,622 | 211 | 4,833 |

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計方針の変更」に記載のとおり、従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の「日本」のセグメント利益は1,043百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日) |
|------------------------|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益 | 0円99銭 | 11円50銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益(百万円) | 132 | 1,528 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 132 | 1,528 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 132,668 | 132,825 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | 0円99銭 | 11円46銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 626 | 516 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額.....665百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月5日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月 7日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原 元章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。